

職能団体との協働による養成研修の 仕組み作り

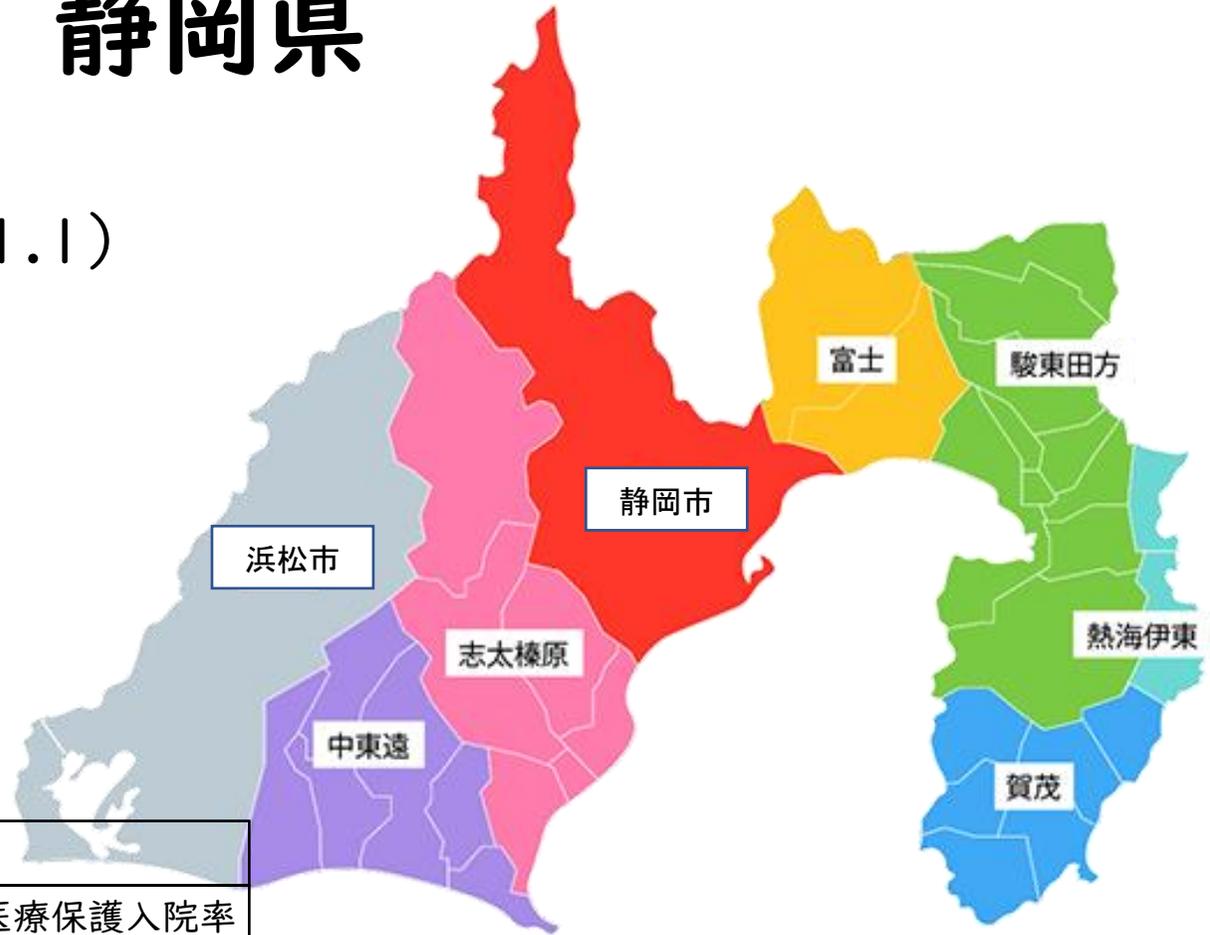
公益財団法人復康会 社会復帰事業部 澤野文彦
一般社団法人静岡県精神保健福祉士協会 副会長

話しの内容

	内 容
	「職能団体との協働による訪問支援員養成研修の仕組み作り」
0	静岡県の紹介
1	静岡県のスケジュール
2	県、政令市との関係
3	県と県精神保健福祉士協会等の職能団体との関係
4	静岡県入院者訪問支援事業の動き 主に研修関係
5	入院者訪問支援事業 推進会議の設置
6	ファシリテーター養成研修
7	静岡県入院者訪問支援事業訪問支援員養成研修
8	静岡市のリーフレット等

静岡県

- 人口 3,548,150人 (R6.1.1)
- 県 2,094,000人
- 静岡市 675,930人
- 浜松市 778,943人
- 圏域が8つ



静岡県内医療保護入院者数			
	全入院数	医療保護入院	医療保護入院率
静岡県	5,066	2,503	49.4%
静岡市	710	374	52.7%
浜松市	1,347	680	50.5%
計	7,123	3,557	49.9%

市長村町同意率3.6% (R4) 128 ※推測数

令和5年6月30日時点 (令和5年度630調査)

入院者訪問支援事業(当面のスケジュール)

令和5年度

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
推進会議関係		推進会議委員選定	第1回推進会議 ・事業実施要綱作成	第2回推進会議 ・事業実施計画作成
研修関係	国研修会出席者決定	国研修会出席	研修カリキュラム(案)作成	県研修カリキュラム決定 県研修参加者募集
事業周知関係	各種研修・協議会にて説明(理解促進)		関係機関【病院・市町】への協力依頼(理解促進)	
訪問支援員関係			市町、相談事業所、ピア等への働きかけ	

令和6年度

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
推進会議関係		第1回推進会議 ・関係機関への働きかけ		第2回推進会議 ・事業評価等
実務者会議 (地域)	実務者会議委員選定	第1回実務者推進会議 ・実施に向けた状況確認		第2回実務者推進会議 ・実施状況・課題の確認
研修関係	研修参加者募集 ※訪問支援員の質の担保 どうするか？	県研修実施		訪問支援員フォローアップ
訪問支援員関係		訪問支援員登録開始	★訪問支援事業開始	

静岡県・政令市との関係 (精神保健福祉分野限定)

- 平成17年4月 静岡市 政令指定都市
- 平成19年4月 浜松市 政令指定都市

- 精神科救急医療対策事業を全県で行っている
- 平成26年 県自立支援協議会地域移行部会の研修や会議を県・政令市が職能団体と組んで行う様になった。
- 平成30年 措置入院者等退院後支援ガイドライン作成や研修を一緒に行う
- 入院者訪問支援事業 事業自体はそれぞれの行政が行うが、「訪問支援員養成研修」は県・政令市で行うことになった

県・静岡市・浜松市で一緒に取り組むことがある

オール静岡（県・政令市・職能団体）

静岡県

静岡市

浜松市

静岡県精神保健福祉士
協会

静岡県作業療法士会

日本精神科看護協会静岡
県支部

平成26年～地域移行支援に関する研修 企画・運営などを毎年行っている

入院者訪問支援事業訪問支援員研修も同じように「オール静岡」で行う

県障害福祉課精神保健福祉班と 県精神保健福祉士協会 との関係

- 県精神保健福祉士協会が内向き過ぎたため、職能団体として社会的責任を果たせるよう、県担当課と話す機会を多く持つ
- 特に地域移行支援について県自立支援協議会地域移行部会の運営や研修について主だった役割を担う
- 他、県の行う様々な会議に入れるように働きかけをする、コロナ禍前は年1回意見交換の場を作る、事業委託をしてもらう等、使ってもらいながら、意見交換していく様な関係
- ちなみに静岡県精神保健福祉士協会は社会的に認められる団体となるべく令和元年に一般社団法人化した

静岡県入院者訪問支援事業の動き①

令和5年4月	令和6年度より入院者訪問事業を開始すると決める。県、政令市が足並みをそろえ令和6年度開始を目指す事に。 結果、令和6年度第3四半期から事業開始できるように準備を開始した 静岡市だけは先行して令和6年4月より事業開始する予定となった
令和5年4月	入院者訪問支援事業訪問支援員の国研修へ県、静岡市、浜松市が派遣をする予定となった。
令和5年5月	<u>県は職能団体に研修へ参加するように依頼 精神保健福祉士協会と精神科看護協会に依頼をした、各2名</u> 普段より精神保健福祉士協会が県精神保健福祉班とやりとりが多い
令和5年6月	国より、国研修は応募人数が多数になり、静岡県から参加は無でと。そのかわり、国のファシリテーター養成研修に参加、国研修にもファシリとして参加、その人たちが中心となり、県で独自に研修を行って欲しいと

静岡県入院者訪問支援事業の動き②

令和5年7月	精神保健福祉士協会と精神科看護協会の4名が国研修（9月、12月、1月）のファシリ&受講生 令和6年8月、国のファシリテーター養成研修には、精神保健福祉士協会からの2名のみ参加、精神科看護協会の2名は12月の国研修までに県内で伝達研修をしてファシリテーターとして本番に臨むことに
令和5年8月	大阪でファシリテーター養成研修開催
令和5年9月	大阪での入院者訪問支援事業訪問支援員研修に予定の合った1名がファシリとして参加
令和5年11月	12月の国研修に精神科看護協会2名がファシリになるため、県内で伝達研修。精神保健福祉士協会2名と計4名で研修をするのは難しいため、次年度の県内ファシリ候補として、静岡市、浜松市、県、保健所の精神保健福祉士や保健師、計11名でファシリの伝達研修を行った。事前動画視聴、演習の目的や進行の仕方などを半日で行った。

静岡県入院者訪問支援事業の動き③

令和5年12月	研修の動きではないが 令和5年度第1回 入院者訪問支援事業推進会議 開催
令和5年12月	精神科看護協会2名が国研修ファシリ&受講 静岡市は4月から事業実施予定のため、4名受講、支援者とピア
令和6年1月	精神保健福祉士協会2名が3回目の研修にファシリ&受講 静岡県では職能4名と静岡市4名が修了した。
令和6年2月	研修の動きではないが 県、静岡市、浜松市の担当で事業打合せ 「県で作成した事業実施要綱（案）」、事業実施要領（案）を説明し 県全体で統一した内容にすべき事項について政令市とすり合わせ ・ 支援対象者について ・ 訪問支援員について ・ 事業周知について ・ 入院者からの第1報について

静岡県入院者訪問支援事業【推進会議】の設置

本事業を円滑に進めるため、事業の実施内容の検討や見直し等を行い、関係者の合意形成を図るための会議体を設置する。
全県で設置

目的	実施要領・事業計画の策定・・・事業の進め方についての検討や見直しを図る場とする。
実施主体	都道府県・政令市
参加者	行政、精神科病院協会・看護協会・精神保健福祉士協会等の関係団体、当事者、その他有識者等

【推進会議】委員

区分	推薦団体	人数	備考
医療関係者	県精神科病院協会	3人(東中西)	推薦された3名
医療関係者	県精神科看護協会	1人	協会理事
相談支援関係	県精神保健福祉士協会	1人	協会理事
相談支援関係	県公認心理師協会	1人	協会理事
司法関係	静岡県弁護士会	1人	会より推薦
当事者団体	県精神保健福祉会連合会	1人	連合会理事
当事者(支援者)	－ (ピアスタッフ等)	1人	雇用されているピアスタッフ
学識経験者	静岡福祉大学	1人	大学 講師
行政(市町)	市、町	2人(市・町)	市 障害福祉課 町 福祉課

静岡県入院者訪問支援事業の動き④

令和6年5月22日	入院者訪問支援事業訪問支援員養成研修 募集開始 <ul style="list-style-type: none">・入院者訪問支援事業推進会議委員の団体・政令市、各健康福祉センター（保健所）から受けて欲しい人が居る団体に配布・各市町 障害福祉サービス事業所等へ配布
令和6年6月14日	ファシリテーター養成研修 <ul style="list-style-type: none">・政令市、各健康福祉センター（保健所）、精神保健福祉士協会、精神科看護協会、作業療法士会からファシリテーターができそうな人を選出。・国研修でファシリを担った人が演習進行する・講義部分は事前視聴・参加者 31名（講師、事務局含）
令和6年6月21日	養成研修締め切り <ul style="list-style-type: none">・定員50名に対し、130名の応募・様々な事を考慮し、70名で行うことになった・受講決定者は事前動画視聴を開始

養成研修経過のまとめ

R5.4

静岡県が入院者訪問支援事業を行う事を決定

R5.5

静岡県 国研修に職能団体へ参加要請

R5.6

国研修申込したところ定員超
ファシリ兼受講生として参加依頼

R5.8

国 ファシリ研修にMHSW協会2名参加

R5.9

国 養成研修に1名参加

R5.11

県内でNs協会含めファシリ伝達研修

R5.12 R6.1

国 養成研修
Ns協会2名ファシリ
静岡市4名研修参加
MHSW協会2名ファシリ

R6.2

国 事業運営研修
静岡県、静岡市、
浜松市、参加

R6.5

県、政令市合同で県養成研修要綱作成、募集開始

R6.6

ファシリテーター養成研修
行政・職能団体が参加

R6.7

静岡県入院者訪問支援事業
養成研修

訪問支援員養成研修と事業の棲み分け

- 入院者訪問支援事業は静岡県、静岡市、浜松市で各所で行う
(入院している医療機関は市や圏域をまたいで居ることが多いため)
- 訪問支援員養成研修は「オール静岡」で開催する

訪問支援員養成研修 ファシリテーター養成研修

令和6年6月14日 31名参加

開始	終了	内容	進行
13:30	13:40	開会 概要説明	静岡県障害福祉課
13:40	13:50	【チェックイン】グループ内で自己紹介・アイスブレイク	精神保健福祉士協会
13:50	14:20	【演習①】入院者訪問支援員の役割に関する考え方	静岡市保健所
14:20	14:30	休憩	
14:30	15:10	【演習②】出会いの場面(ロールプレイと意見交換)	日本精神科看護協会静岡県支部
15:10	15:50	【演習③】実際の相談場面～傾聴と支援員の役割～(ロールプレイと意見交換)	日本精神科看護協会静岡県支部
15:50	16:00	事務連絡	静岡県障害福祉課

入院者訪問支援事業訪問支援員養成研修 実施の概要

【実施方法】

- ①講義（研修動画の事前視聴） ②演習（対面研修）

【日 程】

- ①講 義（事前視聴）令和6年7月19日（金）までに各自視聴

※事前視聴終了後、令和6年7月19日（金）午後5時までにアンケートに回答する。

- ②演 習 令和6年7月29日（月）午前9時30分～午後5時
会 場 静岡県総合研修所もくせい会館
定 員 50名

研修対象者

- (1) 入院中の精神障害者に寄り添い、意思表示のサポートを行うことを希望する者。
- (2) 以下の①～③の全てに該当する者。
 - ① 入院している対象者の話を誠実かつ熱心に聞くことができる者
 - ② 入院している対象者の立場に立って、誠実にその職務を行うことができる者
 - ③ 職務に関して知り得た人の秘密を、正当な理由がなく他人に漏らさない者
- (3) 以下のいずれかに該当する者
 - 精神科医療機関職員
 - 障害福祉サービス事業所等の職員
 - 相談支援専門員
 - 職能団体（日本精神科看護協会静岡県支部、静岡県精神保健福祉士協会、静岡県作業療法士会、静岡県公認心理師協会、静岡県弁護士会）会員
 - その他、保健福祉医療現場での実践経験がある者
 - 精神障害のある方（ピアサポーターを含む）及びその家族等
 - ボランティア
 - 医療、看護、福祉、リハビリ、教育に関する勉学を修する学生
 - 民生委員
 - その他、上記に掲げる者以外に受講が適当と県及び政令市が認めた者
- (4) 保健所及び市町担当者の取扱い
 - ・ 行政職員が入院者訪問支援員になることは可能であるが、立場が公務員としてではないと示されていることから、当研修受講を希望する場合は、(3)のいずれかの立場において参加することができる。
 - ・ ただし、聴講については行政職員としての立場で参加可能とする。この場合は修了証書は発行されない。

入院者訪問支援事業訪問支援員養成研修 演習プログラム

開 始	終 了	内 容	進 行
9:30	9:45	受付	
9:45	9:55	事務連絡	
9:55	10:10	静岡県が考える入院者訪問支援事業について	静岡県障害福祉課
10:10	10:20	【チェックイン】グループ内で自己紹介・アイスブレイク	静岡県精神保健福祉士協会
10:20	11:00	【演習①】入院者訪問支援員の役割に関する考え方	静岡市保健所
11:00	11:10	休憩	
11:10	12:20	【演習②】出会うの場面(ロールプレイと意見交換)	日本精神科看護協会静岡県支部
12:20	13:20	昼休憩	
13:20	15:00	【シンポジウム】入院者訪問支援事業の意義と支援員の役割～それぞれの立場から～	医師、当事者、事業経験者
15:00	15:10	休憩	
15:10	16:30	【演習③】実際の相談場面～傾聴と支援員の役割～(ロールプレイと意見交換)	日本精神科看護協会静岡県支部
16:30	16:55	【チェックアウト】支援員のミッションとわたしの思い	日本精神科看護協会静岡県支部

訪問支援員養成研修の実際

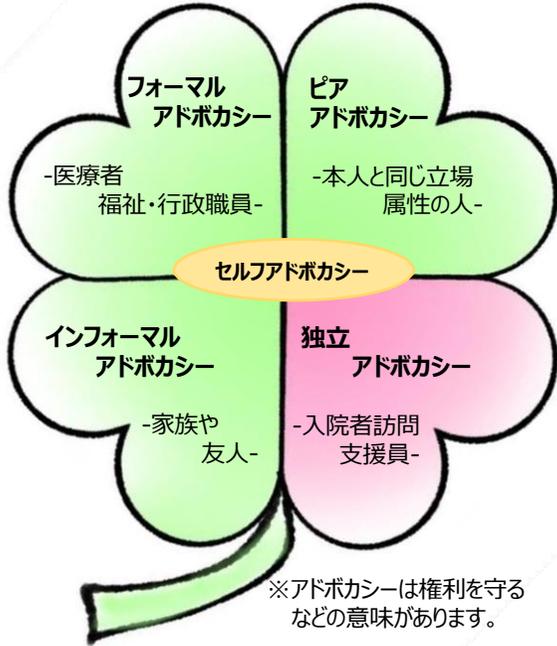
- 令和6年7月29日（月）
- 参加者（養成研修終了認定）68名
福祉専門職、ピア、家族、ボランティアなど
- 保健所職員（訪問支援員にならない）12名
- 県庁職員 2名
- 職能から演習講師等4名
- 感想

国が示した内容でほぼ行った。演習はスムーズに進んでいた。圏域ごとにグループを組み、「ごちゃまぜ」でファシリテーターが回していたが、どこも活発に話していた。

参考 静岡市の患者向けリーフレット
内容は全県で同じものを使用すること
になった。連絡先などはその圏域で



～安心して過ごせるように、
様々な立場からの支援があります～



※アドボカシーは権利を守る
などの意味があります。

Q1, 面会時間はどれくらいですか?
A1, 概ね、30分から1時間を基本にして
います。

Q2, 継続して利用することはできますか? A
2, 医療保護入院をしている間、1か月に
1回程度の利用ができます。

Q3, 訪問はいつも同じ人が来ますか? A3
, 担当制ではないため、訪問する人は代
わることがあります。どの支援員も、お話をし
っかり聴き、誠実に対応します。それでもご
不安がある時は、教えてください。

Q4, お金はかかりますか? A
4, 訪問、相談は無料です。

Q5, 電話相談はできますか?
A5, 電話ではなく、訪問した時にお話を聴
かせてください。

※面会日時はできる限り調整しますが、活動状況によ
りご希望に添えない場合があります。

市長同意で入院されている方へ

入院者訪問支援事業の ご案内



私たちは、しずおか訪問チーム「^{きこ}聴くるんズ」です。
ご連絡をお待ちしています。

静岡市



入院者訪問支援事業とは

あなたのご希望とご連絡を受け、訪問支援員が病院に訪問します。ご自身で連絡することが難しい場合は、病院の職員にお願いすることもできます。

訪問支援員は、入院中の生活に関する相談やその他ご不安に感じることなど、あなたの気持ちに寄り添い、お話を聞いてほしいに伺います。必要に応じて、情報提供などを行います。

訪問支援員とは

訪問支援員として活動するための必要な研修を受け、静岡市から任命を受けた者になります。（ピアスタッフや医療・福祉の従事者、一般市民など様々な人がいます。）

訪問支援員は、2人1組で入院先の病院にお伺いし、あなたの立場に立って、希望することや必要とする支援を受けるためにどうすればよいか一緒に考えます。

秘密を守る義務があるため、同意なくお話しした内容を病院の職員や他の人にお伝えすることはありません。



この先どうなるんだろう…。

話をする人がいなくて、寂しいな…。
相談したいことがあるけど、
誰に話したらいいんだろう…。

- ♡ 一緒にお話しませんか。
- ♡ どんなことでも、あなたの立場に立って、一緒に考えます。
- ♡ 必要な時は、情報提供や希望する相談先につながります。



【連絡先】

入院者訪問支援事業静岡市事務局

月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く） 8時30分～17時00分

〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

